

# 市民団体等と連携した川づくり

国土交通省河川局河川環境課 課長補佐 森本 輝

## 1. はじめに

高度経済成長期の急激な都市化の進展とそれに伴う土地利用の高度化によって、河川のもつ自然環境の機能を消失させ、極端なものは洪水と生活排水を流す単なるコンクリートの排水路となってしまったところもある。

そもそも河川は自然の公物そのものであり、人はその恵みを受けかつその災いと向き合いながら、生活の場として利用され、地域住民自らの生活の知恵や文化が根付いてきた場所でもあったが、そのような機能は失われつつあると言える。

近年、住民の市民活動への参加意識は高まっており、河川においても非常に多様な分野で活動する市民団体が増えている。よりよい川づくりを進めていく上では、その川らしさとは何か、どのような自然環境を守り育てていくべきか、このような市民団体とのパートナーシップによって形成すべき課題が多い。ここでは、全国的に進められている市民団体等との連携した川づくりの現状とともに、課題について整理した。

## 2. 現在の市民団体等との連携の取り組み

### ① 調査・計画段階の連携の取り組み

平成15年度から、各河川の流域の中で、改善する点のみならず、河川本来の持つ魅力ある点を市民と河川管理者の間で共同して認識を深め

るために、市民との共同作業によるアンケート調査「川の通信簿」を全国で実施している。この調査で得られた結果を河川整備や維持管理に反映させるべく、川本来のあるべき姿を検討しながら、良好な河川空間の保全、整備を図ることとしている。

現在、アンケート結果と各河川の状況について詳細な検討中であるが、休憩施設や木陰、トイレなどの不備に対する指摘が多く見られ、施設整備とその維持管理について、市民と協働して検討を進めていくことが必要である。



写真-1 最上川での点検風景

### ② 環境教育の推進および拠点機能の整備

近年の川とのふれあい、川を守り育てようとするニーズの高まり、特に、平成13年度から小中学校に導入された総合学習や学校5日制を受け、川を生かした環境学習や自然体験活動に対するニーズが高まっている。平成15年7月には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立し、さらなる取り組みの強化が求められているところである。

河川局では、文部科学省や環境省と連携し、平成11年度から「子どもの水辺」再発見プロジェクトを開始し、地域の市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置し、川での環境学習や自然体験活動

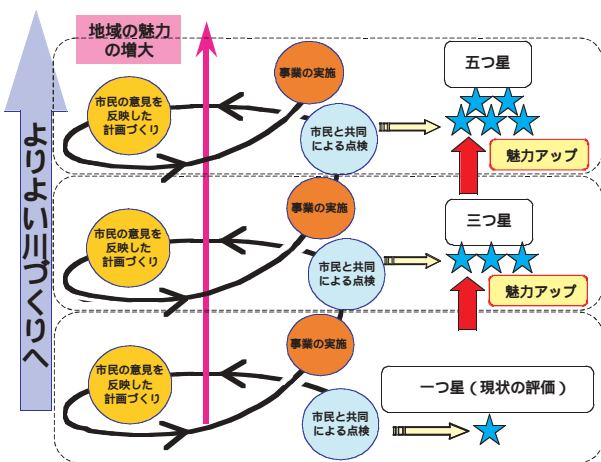


図-1 川の通信簿イメージ図

# 子どもの水辺サポートセンター

『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』（文部科学省、国土交通省、環境省連携施策）の一層の活性化を図るため、平成14年7月に開設。

水辺における子どもたちの環境学習や自然体験活動を推進するため、活動に必要な資機材（ライフジャケット等）の貸出や活動をコーディネートできる人材の紹介、各種情報の提供などの支援を実施。

「総合的な学習の時間」等における環境学習・自然体験活動を支援するための各種講座等を開催。



子どもの水辺サポートセンター内部の様子

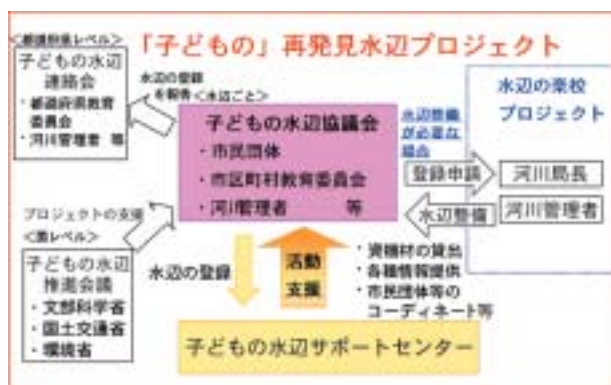


川を活かした環境学習・体験学習に関する全国事例研修会（H14.8）

「総合的な学習の時間」における環境学習・自然体験活動の支援

環境学習教材・資材

図－2 子どもの水辺サポートセンター



図－3 水辺の楽校（イメージ図）

を行う場合にそれぞれの所管施策により支援するとともに、「子どもの水辺サポートセンター」が資機材の貸し出しや活動に対するコーディネートを行っている。また、水辺の整備が必要な場合は、「水辺の楽校プロジェクト」によって河川管理者が必要な施設整備を行っている。

さらに、市民団体等が中心となって環境学習や自然体験活動を行う中で、河川管理者も職員自らが出前講座として出向き、両者が連携しながら川での活動に取り組んでいる。

### ③ 河川管理における市民団体との連携

一定区間の河川敷等の里親となる市民団体等と協定を締結し、清掃や草刈り、美化活動等の活動を行うものであり、全国の各河川で取り組みが進められている（アドプトプログラム）。河川管理者は手袋やゴミ袋などを提供し、市町村がゴミの処分を行うなど、各主体が役割を明確

にするとともに、当該区間においてはその市民団体等が活動を行っていることを示す看板が設置されている。最上川などの地域では市民団体によってゴミの分類が行われており、ゴミの排出側である地域に対する意識の高揚を促しているケースも見受けられる。

さらに、長良川レンジャーは、川を利用する人々に対する環境保全啓発活動等の活動や河川パトロール、河川清掃活動、環境出前講座などの幅広い活動を実施しており、河川管理者からは資機材や拠点の提供等が行われている。

#### ④ 自然再生における市民団体との連携

平成14年12月に成立した自然再生推進法においては、自然再生に参加する市民やNPOなど関係行政機関、関係地方公共団体が参加する自然再生協議会において、自然再生全体構想（いわゆる自然再生に関するマスタープラン）を策定し、自然再生を実施しようとする者はそれぞれ個別もしくは連名で実施計画を策定することとされている。

これは、再生すべき環境の目標を設定する際に、一般的には定量的かつ具体的な過去のデータが存在しないケースが多いこと等から、地域住民主体でその目標を設定することが合理的であるという趣旨に則ったものである。

このように、市民団体など地域の多様な主体が自主的に参画し、参画した市民とのパートナーシップに基づいて計画を決定することを規定したという点で、今後の市民団体等と連携した



写真-2 長良川レンジャーの活動写真  
(ゴミの持ち帰りの意識啓発とゴミ清掃活動の実施)



図-4 ゴミマップ (最上川)

川づくりを考える際に大いに参考になるものもある。

### 3. 中間型NPOの動き

多摩川の河川整備計画策定の際には、意思決定過程を徹底的にオープンにし、計画案の当初案の段階から市民参加が進められた。これは、市民と行政との間で形成されてきた長い信頼関係の歴史によるところが大きい。その中で流域内の中間型NPOの代表例といわれる「多摩川センター」が果たした役割は非常に大きい。

一般的な市民団体が、ある特定の地域またはある特定の分野で活動するのに対し、中間型NPOとはNPOを支援するNPOとして、各団体や流域が抱える課題や問題の解決策を検討する組織である。流域をも越えるブロック単位で活動する団体が東北や九州、四国でも立ち上がっている。これらの団体は、各ブロック内で参画する市民団体等の情報を収集・提供し、各団体間の意見交換やワークショップ等を開催するだけでなく、各団体の自立へ向けた人材育

成のための研修等を行っているところもある。さらには、次世代の人材を育成するため、環境学習の指導者育成とともに人材の紹介を行い、また、自らも環境教育を行っている。今後は、河川整備や河川管理において、地域からの建設的な提案を行うなど、さらに大きな存在へなることを期待したい。

### 4. おわりに

市民団体等との連携に関しては、平成12年12月の「市民団体等との連携方策のあり方について」の答申にもあるように、市民団体、行政双方に多くの課題が指摘されている。よりよい連携に向け、着実に進展していくためにも、前例にとらわれず、思想的に実施し、状況をフォローアップしながら、連携内容を如何に充実させていくかが重要である。そのためには、課題にばかり目を向けることなく、実施可能なことから一步一步実践していく努力が重要である。各河川の自然や文化も多様であり、その河川らしい市民団体との連携を進めていくことを期待したい。

## 地域住民との連携のための中間NPOのイメージ

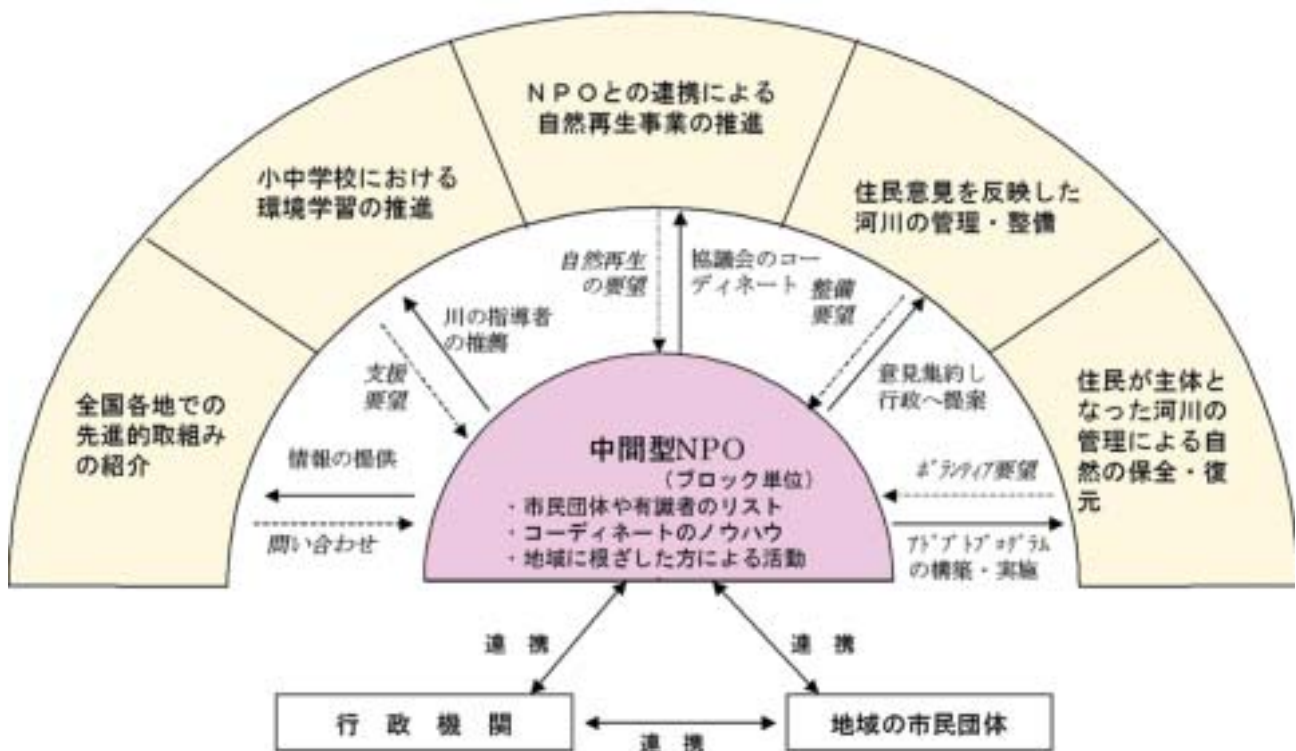


図-5 中間型NPOのイメージ